答 弁 第 二 四 号平成十二年五月三十日受領

内閣衆質一四七第二四号

平成十二年五月三十日

内閣総理大臣 森 喜 朗

衆 議院議長 伊 藤 宗 郎 殿

衆議院議員金田誠一君提出日米防衛協力のための指針に関する質問に対し、

別紙答弁書を送付する。

衆議 院議! 員金 田 誠一 君提出日米防衛協 力のための指針に関する質問に対する答弁書

 \mathcal{O} 1 及び一 \mathcal{O} 3 1 につ V 7

日 米防 衛協力の ための指針 〇 以 下 「指針」という。) が、 日米防衛協力小委員会において作成され、 日

米安全保障協議委員会に報告され、了承された際のテキストは、 英文のみである。

指針の和文テキストについては、

の協 議 0 経過等を踏まえ、 また、 日本語として文脈上最も適した表現となるよう留意し、 政府部内に お 1

①旧指針の和文テキストとの整合性、

②指針の見直しに際する米側と

て最善の 努力を払って平成九年九月二十三日付けで作成し、 同 日公表した。

な お、 指 針 は、 日 米 両 国 政 府が 防衛協 力 \mathcal{O} 在 り方につい て の政 治 的 な意思の表明として作成したもので

あ その 英文テキストと和文テキストが正文と訳文の関係に立 っも のではない。

の2について

御質問 \mathcal{O} 「関連の決裁」 の意味が必ずしも明らかではないが、 外務大臣及び防衛庁長官は、 指針の英文

テキスト及び和文テキストについて、 平成九年九月二十三日に最終的に了承した。

の3の②について

指針についての事務を所掌する省庁は外務省及び防衛庁であるから、 それぞれの長である外務大臣及び

防衛庁長官が和文テキストについて最終的な責任を負う。

一の3の③について

指針は、 日米両国政府が防衛協力の在り方についての政治的な意思の表明として作成したものであり、

その和文テキストは、 御指摘の訓令に規定されている「防衛庁において発する文書」のいずれにも該当し

ない。

二について

安全保障会議において審議の対象となったのは指針の和文テキストである。

三について

御質問の「ここでいう情報の交換」 が何を指すのか明らかではなく、一概にお答えすることは困難であ

るが、 指針の英文テキストにおける「information」及び「intelligence」の両者を包含する概念とし

て、 和文テキストにおいて 「情報」という文言を使用したものである。

四の1から3までについて

ば、 防衛 府とアメリカ合衆国政府との間 国 互支援活 の自 御 防衛庁とアメリカ合衆国 援 指 助 衛隊とアメリカ合衆 摘 協定 動 \mathcal{O} が 日 *含ま (昭 米物品役務相 れ 和二十九 . る _ に 国 V 年条約第六号) [国防省との間で作成された種 軍 う 互提供協定 0 隊との間における後方支援、 協定 関 連 取 (平成八年条約第四号) 決め」 及び に関連して日米間で取り決められたもの 日 とは、 米相互 一防衛! 特定 援 々 \mathcal{O} の当局 物 国際 助 及び 協定並 品 約 又は役務の 間 日本国とアメリカ合衆国との 束を念頭 取 びにこれ 決め 相 が含まれるが、 12 置 互の 5 の関 1 たもの 提供に関する日 の総 連取 称 では 決めに基づく相 この で あ なく、 ý, ような取 間 \mathcal{O} 本 例え 相 玉 日 互. 政 本

に基づく施設及び \mathcal{O} 記 述に れ に 対対 1 う Ļ 「関 御指 区域 連 取 摘 並び 極 \mathcal{O} 日 とは、 に日本国における合衆 米安全保障条約及び 専ら日・ 本国とアメリ 国 その 軍 関連 力 隊 ?合衆! 0) 地 位 取 国と 極 に に関する協定 \mathcal{O} 従 間 0 て新たな施設 \mathcal{O} 相 互 協 (昭 力及 和三十五年条約第七号) び安全保障
X
域 を提供する」と 条約 第六条

決め

は

多岐にわ

たっており、

網羅的

にお示しすることは

困

難である。

取決め」 0 ような考え方に基づき、 لح 「関連取 極 という異なる文言を使用したところである。 御指 摘 \mathcal{O} related arrangements] について、 和文テキストでは 「関連

という特定の

国

際

約

束を念頭に置いたものである。

四の4について

わ れることになる。このような日米間の密接な協議等にかんがみれば、 れてい あ る事 態が る情報交換及び政策協議が強化され、 周 辺事態に該当するか否かについ 当該事 て判断する際には、 態につ ١ ي て共通 日米両国政府間 の認識 日米間において周辺事態に係る共通 に到達するため に おい て随時密 \mathcal{O})努力: が行わ 接 に行

 \mathcal{O} 認識が成立しないということは、 現実の問題としては考えられない。

四の5及び6について

政府 ため か じ 指 針 VI \mathcal{O} め定めることとされてい 0) 関係 共 通 「指針の下で行われる効果的 機 \mathcal{O} 基準」 関 の関与を得て構築されている包括的なメカニズムにおいて今後検討され、 並 がに自然 る 衛隊及び米軍 「相互に必要な事 な防衛協力のための が ぇ通信電1 項 子活動等に関する相互運用 を含む 日米共同 一共 通 \mathcal{O} の取組み」に記述されている 実施要領等」 性 \mathcal{O} に 重 うい 一要性を考慮してあら 日米両 て は、 国 日 「準備 政 米 め府が 両 玉 \mathcal{O}

確立することとなる。